

様式第 9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
三重県	志摩市	平成 30 年度～令和 4 年度	平成 30 年度～令和 4 年度

1 目標の達成状況  
(ごみ処理)

指 標		現状 (割合※1) (平成28年度)	目標 (割合※1) (令和5年度) A	実績 (割合※1) (令和5年度) B	実績/目 標※2
排出量	事業系 総排出量	4,777 t	3,634 t (-23.9%)	5,028 t (5.3%)	138.4%
	1 事業所当たりの排出量	1.61 t	1.21 t (-24.8%)	1.78 t (10.6%)	147.1%
	生活系 総排出量	13,774 t	11,314 t (-17.9%)	12,091 t (-12.2%)	106.9%
	1 人当たりの排出量	220 kg/人	193 kg/人 (-12.3%)	235 kg/人 (6.8%)	121.8%
	合 計 事業系生活系総排出量合計	18,551 t	14,948 t (-19.4%)	17,119 t (-7.7%)	114.5%
再生利用量	直接資源化量	126 t (0.7%)	135 t (0.9%)	99 t (0.6%)	-50.0%
	総資源化量	3,768 t (20.1%)	3,038 t (20.1%)	2,683 t (15.6%)	— %
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	4,626 MWh	3,726 MWh	4,824MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	671 t (3.6%)	180 t (1.2%)	604 t (3.5%)	4.2%

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

※ 集団回収量については、現状 (平成 28 年度) 208 t、目標 (令和 5 年度) 178 t、実績 (令和 5 年度) 81 t である。

(生活排水処理)

指 標		現 状 (平成28年度)	目 標 (令和5年度) A	実 績 (令和5年度) B	実績/目 標※3
総人口		51,872 人	46,563 人	44,746 人	—
公共下水道	汚水衛生処理人口	3,233 人	3,694 人	5,036 人	300%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	6.2%	7.9%	11.3 %	
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	1,775 人	1,978 人	2,274 人	212.5%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.4%	4.2%	5.1%	
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	19,375 人	21,917 人	18,532 人	41.2%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	37.4%	47.1%	41.4%	
未処理人口	汚水衛生未処理人口	27,489 人	18,974 人	18,904 人	—

※3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	環境教育、普及活動の充実	志摩市	市民、事業者に対してごみの減量化・生成利用、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底する。	平成 30 年度～令和 4 年度	広報誌に「資源とごみ通信」コーナーを設け分別方法等の情報を掲載したり、ケーブルテレビ、HP、志摩市 line 等を活用し、啓発活動を実施している。また、ごみの分別方法について、住民から要望があった際には出張説明会を開催している。
	12	容器包装廃棄物の排出量の抑制	志摩市	レジ袋の有料化やノーレジ袋・マイバッグ持参運動を推進するとともに、小売店・スーパー等に対して過剰包装の自粛を働きかける。	平成 30 年度～令和 4 年度	レジ袋の有料化と併せてノーレジ袋・マイバッグ持参運動を推進し、レジ袋の削減に取り組んでいる。
	13	生ごみ減量化の推進	志摩市	市民に対して、家庭内でのエコクッキング等による食品ロスの削減や水切りの徹底について啓発するとともに、電気式家庭用生ごみ処理機の購入助成を行う	平成 30 年度～令和 4 年度	水切りの徹底について、広報誌やケーブルテレビ等で啓発を行っている。食料品販売店等の食品ロス削減のため、「のこシマせん」事業を行った。また、生ごみ減量化推進のため、生ごみ処理機の購入助成は継続して行っており、HP 等で制度の周知を行っている。
	14	資源回収システム等の整備	志摩市	リサイクル事業奨励金交付制度を活用し、子ども会・自治会等による資源物の回収を拡大する。また、使用済小型電子機器の回収システムを整備する。	平成 30 年度～令和 4 年度	資源物の集団回収を行った非営利団体に対して奨励金を交付し、回収の拡大やリサイクル意識の向上を図っている。また、リネットジャパン株式会社と協定を結び、使用済み小型家電機器の回収・再資源化の促進を行っている。
	15	事業系ごみの排出管理と指導の徹底	志摩市	事業系ごみについて、ごみの減量化・資源化方法について指導・啓発を行い、ごみ減量指導を強化する、また、多量	平成 30 年度～令和 4 年度	事業系の生ごみ減量化対策として、事業用で生ごみ処理機を購入する事業者に対して、購入費用の一部を助成している。

			排出事業者に対して、減量化計画の策定指導を行う。			
	16	生活排水処理に関する啓発活動の推進	志摩市	市民が生活排水の発生源である各家庭の台所、トイレ、風呂、洗濯機等からの生活排水に意識を傾け、水環境について正しく解するための啓蒙活動を推進する。	平成 30 年度～令和 4 年度	10 月 1 日浄化槽の日に合わせて、浄化槽の維持管理についての啓発記事を市の広報誌に掲載している。
	17	有料化	志摩市	生活系ごみについて、排出抑制及び一層の費用負担の公平性確保のため、令和 4 年度を目途に、料金徴収方法・手数料単価について検討を行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	令和 2 年 4 月 1 日より、指定袋制から承認制度に移行し、指定袋によるごみ処理手数料は徴収していない。粗大ごみや直接搬入ごみについては、処理手数料を徴収している。
処理体制の構築、変更に関するもの	21	広域処理に伴う効率的な収集・運搬体制の確立	志摩市	粗大ごみについては、市民の利便性を考慮して引き続き中継輸送を行うとともに、資源ごみについても効率的な収集・運搬体制を構築する。	平成 30 年度～令和 4 年度	粗大ごみの中継輸送の継続を実施している。令和 2 年 1 月から粗大ごみの戸別収集を開始している。
	22	広域処理に伴う焼却施設の解体撤去	志摩市	広域処理に伴い休止した焼却施設の適正かつ計画的な解体撤去を順次進めるとともに、その跡地の有効利用について検討する。	平成 30 年度～令和 4 年度	平成 30 年度～令和元年度に大王清掃センター（焼却施設）の解体撤去を実施した。
	23	最終処分場の延命かつ適正な閉鎖	志摩市	運用中の最終処分場については、延命化を図るために、埋立物の減量化と搬入管理を徹底する。埋立が終了した最終処分場は、適正な閉鎖事業を進める。	平成 30 年度～令和 4 年度	運用中の最終処分場については、延命化を図るために、埋立物の減量化（分別の徹底）と搬入管理を徹底している。埋立が終了した最終処分場は、適正な閉鎖事業を進めている。
	24	生活排水処理対策の推進	志摩市	下水道や農業・漁業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域で合併処理浄化槽の整備を進める。	平成 30 年度～令和 4 年度	循環型社会形成推進交付金及び県補助金を活用して設置者への助成を実施することにより、合併処理浄化槽の設置整備を促進した。 【助成基数実績】 ・平成 30 年度 152 基

						<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度 150 基</li> <li>・令和 2 年度 123 基</li> <li>・令和 3 年度 118 基</li> <li>・令和 4 年度 107 基</li> </ul>
処理施設の整備に関するもの	1	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	志摩市	大王清掃センター（焼却施設）の解体撤去を行うとともに、その跡地を活用して資源ごみ中継施設を整備する。	平成 30 年度～令和元年度	大王清掃センター（焼却施設）の解体撤去を行うとともに、その跡地を活用して資源ごみ中継施設を整備した。
	2	合併浄化槽整備	志摩市		平成 30 年度～令和 4 年度	前述「24 生活排水処理対策の推進」の内容に準ずる。
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1 の計画支援	志摩市	広域処理に伴う中継施設を整備する。	平成 30 年度	志摩市中継施設整備に係る中継施設実施設計の実施。
その他	41	再使用、環境物品等の使用促進	志摩市	不用品交換会やフリーマーケット等を開催する場所や情報を提供し、再利用（リユース）によるごみ減量の推進の場を広げていく。	平成 30 年度～令和 4 年度	リユースを促進するため、ジモティーの利用を検討した。
	42	災害廃棄物対策	志摩市	災害時には、「志摩市災害廃棄物処理計画」に基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行う。	平成 30 年度～令和 4 年度	志摩市災害廃棄物処理計画に、処理施設や処理フロー、仮置場等の必要となる具体的な内容を示し、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施できるようにしている。
	43	不適正処理、不法投棄対策	志摩市	市民及び事業所に対して適正処理への協力を呼びかけ、地域一体となって対策に取り組むとともに、土地所有者等への注意喚起を促す等、不法投棄の防止に努める。	平成 30 年度～令和 4 年度	不法投棄の防止と啓発を図るため、看板や監視カメラの設置及び監視パトロールを行っている。広報や HP も活用して周知徹底を実施し、土地所有者に対しては不法投棄防止対策を行うよう注意喚起している。
	44	海岸漂着物対策	志摩市	三重県海岸漂着物対策推進計画において最重点地区に指定されている区域については、海岸管理者、県、市町が民間	平成 30 年度～令和 4 年度	三重県海岸漂着物等対策事業対策事業補助金を活用し、海岸管理者、県、民間団体と連携して漂着物を回収し、ごみ処理施

			団体等と連携し、清掃活動を拡大・活性化していく。	設での受入れや処理にかかる支援・協力を行っている。
--	--	--	--------------------------	---------------------------

### 3 目標の達成状況に関する評価

#### 【ごみ処理】

・事業系及び生活系ごみの総排出量は、目標を達成することができませんでした。事業系ごみが目標数値を上回った要因としては、特に令和2年度～令和3年度にコロナ禍により事業系ごみの排出量は減少しましたが、令和4年度から事業活動が活発化したことにより増加したものと分析しています。生活系ごみの目標数値を上回った要因としては、令和元年度～令和3年度にかけてコロナ禍の生活環境の変化により家庭で過ごす市民が増加したためと分析しています。また、令和4年度～令和5年度にかけて家庭で過ごす市民が減少したことで生活系ごみの排出量は減少しましたが、目標数値を達成するまでには至りませんでした。

・再生利用量の直接資源化量及び総資源化量は、目標を達成することはできませんでした。目標数値を下回った要因としては、直接資源化量は集団回収の実施団体の減少により年々減少傾向にあります。また、総資源化量は近年スーパー等で資源物の回収が行われており、便利が良いため集積所へ出す量が減少、衣類・布類についても、リユースショップ（古着屋）へ売却したりインターネット上へ出店して売却したりすることが増えていると分析しています。

・エネルギー回収量の年間の発電電力量は、目標を達成することができました。1tあたりのエネルギー回収量は目標値よりも高く、効率よく発電できたと分析しています。

・最終処分量の埋立最終処分量は、目標を達成することはできませんでした。目標数値を大きく上回った要因としては、罹災ごみや家の片付けごみを搬出する家庭が増加したことが主な要因と分析しています。

#### 【生活排水処理】

公共下水道、集落排水施設等については目標を達成しているものの、合併処理浄化槽等については、汚水衛生処理人口が目標を下回っております。その要因は、急激な人口減少や高齢化率の上昇等により単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの転換や新築等案件が伸び悩んだことが考えられます。今後は、広報誌やケーブルテレビ等での啓発活動をより充実させるなど、目標に向けた取り組みを引き続き継続して行う方針です。

#### (都道府県知事の所見)

#### 【ごみ処理】

生活系ごみについては、減少してきており、引き続き排出量の削減に取り組んでいただきたいです。一方で事業系ごみ排出量の増加や、再生利用量が減少しているため、対策が望まれます。

#### 【生活排水処理】

今後も未処理人口の減少に取り組まれることを期待します。